

# 島根県報

第一、三八四号  
平成十四年七月十二日  
(金曜日)

## 目 次

規則	高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則	(高校教育課)	一
告示	生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(長寿社会課)	二
出	生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	( )	二
	換地計画書の縦覧(二件)	(農村整備課)	二
	漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(漁業管理課)	三
	国土調査の指定	(用地対策課)	三
雑報	都市計画事業変更の認可	(都市計画課)	三
	平成十四年度高压ガス製造保安責任者試験及び高压ガス販売主任者試験の実施	(消防防災課)	三
	平成十四年度液化石油ガス設備士試験の実施	( )	四
正誤	平成九年二月十四日付け島根県報第八二九号中	(道路整備課)	五
	平成十三年四月十日付け島根県報第一、二五五号中	( )	五
	平成十三年十二月十四日付け島根県報第一、三二六号中	( )	五
	平成十四年三月八日付け島根県報第一、三四九号中	( )	五

平成十四年三月二十二日付け島根県報第一、三五三号 ( ) " ( ) 五  
中

### 公布された条例等のあらまし

◇高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則(規則第六七号)

一 規則の概要

貸与対象者の要件について、高等学校等奨学事業費補助金(高等学校奨学事業費補助に限る。)の貸与を受けていないことを加えることとした。(第二条関係)

二 施行期日等

公布の日から施行し、平成十四年四月一日から適用することとした。

## 規 則

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第六十七号

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則の一部を改正する規則

高等学校定時制課程等修学奨励資金貸与規則(昭和四十九年島根県規則第一百三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「日本育英会の奨学金」の下に「及び高等学校等奨学事業費補助金(高等学校奨学事業費補助に限る。)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の高等学校定時制課程等修学

奨励資金貸与規則第二条の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

告 示

島根県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
いちご診療所	出雲市塩治町二〇七三	平成十四年六月十五日
医療法人おがわ耳鼻咽喉科	安来市飯島町五三一―一	平成十三年四月一日
みかわ調剤薬局	浜田市内村町七七二―二	平成十四年七月一日

島根県告示第六百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
おがわ耳鼻咽喉科	安来市飯島町五三一―一	平成十三年三月三十一日

島根県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う美川西地区第一工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 二 縦覧の期間  
平成十四年七月十二日から二十一日間
- 三 縦覧の場所  
浜田市役所

島根県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う美川西地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に對して異議申立てをすることができる。

平成十四年七月十二日

一 縦覧に供する書類の名称

島根県知事 澄 田 信 義

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十四年七月十二日から二十一日間

三 縦覧の場所

浜田市役所

島根県告示第六百五十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十二条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、平成十年島根県告示第五百七十七号による保険に付すべき義務は、平成十四年七月九日限り消滅したため、同条第二項及び同法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

平田市加入区

島根県告示第六百五十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により告示する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成十四年七月三日	金城町	金城町大字上来原（上来原Ⅳ）	告示の日から平成十七年三月二十日まで

島根県告示第六百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年七月十二日

島根県知事 澄 田 信 義

一 施行者の名称

出雲市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成十年島根県告示第百八十一号の出雲都市計画道路事業三・四・二十七号中央病院有楽町線、三・四・三十号三京町線、七・七・二号高瀬川南沿線及び七・七・五号三京町海上東線を出雲都市計画道路事業三・四・二十七号国道九号有楽町線及び三・四・三十号三京町三京町線に変更する。

三 事業施行期間

平成十年二月二十七日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成十年島根県告示第百八十一号の事業地のうち今市町字漆垣及び字新町地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

なし

雑

報

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十一条の二の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成十四年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年

年通商産業省令第五十四号) 第十一条の規定により公示する。

平成十四年七月十二日

高圧ガス保安協会会長 大角 恒生

一 試験の種類

- 1 乙種化学責任者試験
  - 2 乙種機械責任者試験
  - 3 丙種化学責任者試験 (液化石油ガス)
  - 4 丙種化学責任者試験 (特別)
  - 5 第二種冷凍機械責任者試験
  - 6 第三種冷凍機械責任者試験
  - 7 第一種販売主任者試験
  - 8 第二種販売主任者試験
- 二 試験日時  
平成十四年十一月十日(日) 午前九時三十分から
- 三 試験場所  
松江市及び江津市
- 四 受験願書の提出先  
松江市母衣町五十五番地四 商工会館内 社団法人 島根県エルピーガス協会
- 五 受験願書の受付期間  
平成十四年八月二十六日(月) から九月六日(金) まで  
郵送の場合は、平成十四年九月六日(金) までの消印のあるもの(料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、受付期間内に到着したもの)に限り受け付ける。
- 六 受験手数料
- 1 乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験 一万円
  - 2 丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験 九千四百円
  - 3 第一種販売主任者試験 八千五百円
  - 4 第二種販売主任者試験 六千七百円
- 七 受験願書の配布  
受験願書については、七月十五日から希望者に配布する。

八 受験願書の請求先及び問い合わせ先

〒六九〇一〇八八六 松江市母衣町五十五番地四 商工会館内 社団法人 島根県エルピーガス協会 (電話 〇八五二一二一九七一六)

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の六第一項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る平成十四年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成九年通商産業省令第十一号)第一〇四条第三項の規定により公示する。

平成十四年七月十二日

高圧ガス保安協会会長 大角 恒生

一 試験日時

- 1 筆記試験  
平成十四年十一月十日(日) 午前九時三十分から
- 2 技能試験

筆記試験の合格者に対し、技能試験受験票の発送により通知する。

二 試験場所

- 1 筆記試験  
松江市及び江津市
- 2 技能試験

筆記試験の合格者に対し、技能試験受験票の発送により通知する。

三 受験願書の提出先

松江市母衣町五十五番地四 商工会館内 社団法人 島根県エルピーガス協会

四 受験願書の受付期間

平成十四年八月二十六日(月) から九月六日(金) まで  
郵送の場合は、平成十四年九月六日(金) までの消印のあるもの(料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、受付期間内に到着したもの)に限り受け付ける。

五 受験手数料

六 受験願書の配布  
受験願書の配布  
受験願書については、七月十五日から希望者に配布する。

七 受験願書の請求先及び問い合わせ先  
〒六九〇一〇八八六 松江市母衣町五十五番地四 商工会館内 社団法人 島根県エ  
ルピーガス協会（電話 〇八五二二二一九七二六）

ページ 箇所 誤

八 島根県告示第百六十九号の表中

一三〇・六〇
一三〇・六〇
川本土木建築事務所

正

正 誤

平成九年二月十四日付け島根県報第八二九号中に誤りがあったので、次のように訂正す

平成十三年四月十日付け島根県報第一、二五五号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 箇所 誤 正

一一二 島根県告示第百三十七号の表中 三四八・〇〇 三八四・〇〇

平成十四年三月八日付け島根県報第一、三四九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 箇所 誤 正

六 島根県告示第百二十四十八号の表中 簸川郡佐田町大字朝原ヒノ元一八一二番一地先から同大字四四三番六地先まで 簸川郡佐田町大字朝原ヒノ元四三七番三地先から同大字四四三番四地先まで

平成十三年十二月十四日付け島根県報第一、三三六号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 箇所 誤 正

九 島根県告示第九百七十七号の表中 一〇・〇〇〇〇〇〇 八二・〇〇〇〇 一〇・〇〇〇〇〇〇 七二・〇〇〇〇

平成十四年三月二十二日付け島根県報第一、三五三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

毎週火・金曜日発行

ページ	箇所	誤	正
一一	島根県告示第三百八号の表中	浜田市宇野町二二一三番一から同町二二一四番二まで	浜田市宇野町二二一三番一地先から同町二二一二番四まで
一三	島根県告示第三百九号の表中	浜田市宇野町二二一三番一から同町二二一四番二まで	浜田市宇野町二二一三番一地先から同町二二一二番四まで

平成十四年七月十二日印刷  
平成十四年七月十二日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江学殿町南

松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)